



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者 各位

平成21年5月9日
新型インフルエンザ対策推進本部
照会先:メディア班
(電 話) 03(3595)3040
内線(8778、8779、8780)

停留に関する資料について

ご要望のありました、停留に関する資料につきましては、別添の通りです。

停留の対象となった方々に対する説明に、このようなパンフレットを用いております。

[パンフレットの例]

停留される皆様へ

ご質問等は、スタッフ本部 内線 まで、お願いします。

停留者が各フロアを散歩する等の運動の時間は、
概ね13時から22時を考えております。

停留対象者の方へ

あなたは、新型インフルエンザに感染した疑いのある方と近くで接したため、新型インフルエンザに感染した可能性があります。新型インフルエンザの流行はまだ国内では起きていません。感染した可能性がある状態にもかかわらず、ご自宅へお帰り頂き、万が一発症した場合には、ご自身の治療が遅れるだけではなく、感染を広げる恐れがあります。そのため、停留は、あなただけではなく、大切な家族の方、会社の同僚、友人等を守るために行われます。従って、検疫法第14条第1項第2号に基づく停留にご理解のほどお願いいたします。

1. 停留とは

停留とは、症状はないが、新型インフルエンザに感染した可能性のある方を一定期間、他の人と接触することなく発症する可能性のある期間（潜伏期間）、経過観察をすることによって感染の有無を確認するものです。国内への新型インフルエンザウイルスの流入を防ぐために重要なわが国の対策です。発症を予防するために停留中に抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。もしご自身が発症した場合には優先的に治療を行いますのでご安心ください。

停留は最大で10日間行われます。施設内での行動については後述しますが、停留期間内は施設内の定められた場所の外に出ることはできません。

2. 停留時の健康管理

1) 医師等による健康観察

毎朝（午前中に）1回医師や看護師等がお部屋を訪問することで健康状態を確認させていただきます。また、夕方に1回電話による発熱や咳などの症状の有無の確認を行います。さらに、日中に電話で看護師等が健康状態等をお尋ねすることがあります。電話に応答がない際には、直接お部屋へ伺うことがあります。

医師等が訪問した際には、対面により体温測定を行います。部屋のドアを開ける際は、お配りしておりますマスクを必ず着用してからドアを開けてください。不足した物品を受け取るときも必ずマスクをして対応してください。また、訪問する医師等はマスク、ガウン、手袋などの保護具を着用している場合がありますのであらかじめご了承ください。

ご自身でも1日3回（朝食前、昼食前、夕食前）体温を測定して記録をお願いいたします。体温計と記録用紙、筆記用具は各居室に設置しております。

2) 症状が出た場合の対応

急に熱が出たり（37.5度以上）、寒気、咳、腹痛、下痢など何らかの症状が出た場合には、まずはスタッフ本部まで電話にて連絡してください。その後、状況に合わせて医師や看護師などが参ります。必要があると認めた場合には、近隣の指定の医

療機関への搬送を行い優先して検査・治療を行います。

3) その他の健康管理

以下の方は、あらかじめ医療スタッフに申し出てください。

- ・糖尿病、高血圧などの持病をお持ちの方
- ・透析をしている方
- ・妊娠中の方
- ・その他、健康面で不安な方

部屋の中では、体力の減退やエコノミークラス症候群と呼ばれる血栓症を予防するため、なるべく体を動かすとともに、水分を十分に摂ってください。

3. 施設での過ごし方

1) 感染予防策

感染予防策としては、接触感染と飛沫感染の予防が必要です。

接触感染対策としては、手洗いが重要です。

飛沫感染対策としては、咳をしている人等になるべく近づかないことが必要です。通常は2メートル以上の距離が他人ととれる場合には感染のリスクを下げるができますので、停留施設ではお互いに感染の可能性があるので、距離をあけるようにしてください。

また、部屋の中には、使い捨てのマスクが備えてありますので、部屋にいるときも咳がある場合は、医療スタッフに報告の上、念のためマスクを着用してください。

マスクは毎日交換してください。

2) 施設内の移動

基本的には自室におられることを推奨します。

施設内においてあなたが発熱などの症状がなければ、居室あるフロアでの移動は可能とし、深夜、他の人に迷惑をかけない時間のみ、以下の条件をいずれも満たせば施設内の移動を可能とします。

- ① 37.5度以上の発熱や咳などの症状がない。（ただし、夕方に生理的な体温上昇があり、37.5度前後の体温となることもある。その他は医療スタッフと相談とする。）
- ② 抗インフルエンザウイルス薬の予防内服を行っている。
- ③ 室外に出ることによって、施設内で他者から感染する可能性が否定できないことを理解する。
- ④ 停留者は互いに多数が集まるような場は作らない。他人には極力2メートル以内に近づかない。
- ⑤ 部屋の外に出る時と帰った時には必ず消毒用アルコールで手指の消毒を行う。
- ⑥ 室外ではマスクを着用する。（食事中を除く。）

なお、医療スタッフの判断などにより発症の可能性が高い対象者に対しては、上記の条件にかかわらず、許可しない場合があります。部屋の外に出た人に対しては体温測定を求めることがあります。

また、食事場所やトイレ、各階エレベーターホール等の共同施設には消毒薬が設置されています。十分に消毒していただくよう心がけてください。

3) 食事

食事は、朝 7 時～8 時、昼 12 時～13 時、晩 18 時～19 時とし、場所は_____となります。

各居室から食事場所への移動は、担当者が誘導を行います。

食物等のアレルギー、糖尿病等で食事制限が必要な方はあらかじめスタッフ本部まで連絡してください。

3. 施設の利用

1) 入浴（シャワー）

シャンプー、ボディーソープは浴室に備え付けられています。

タオルは各居室に既に備え付けられております。汚れ等により交換を希望される方は、朝の健康観察までに袋に封入の上、扉横の椅子の上に置いてください。回収の上、替えの一式をお渡しします。

2) 洗濯

各居室で洗濯していただきます。備え付けの洗剤をご使用ください。

なお、浴室に洗濯ひもが備わっています。

3) リネン

リネンは各部屋に既に備え付けられております。原則として、交換はいたしませんので、ご注意ください。ただし、汚れ等により交換を希望される方は、朝の健康観察までに袋に封入の上、扉横の椅子の上に置いてください。回収の上、替えの一式をお渡しします。

4) ゴミ

ゴミは各居室にゴミ箱・ゴミ袋を用意していますので、ご自身で分別し、朝の健康観察までにゴミ袋に封入の上、扉横の椅子の上に置いてください。

※ ゴミの分別は、①可燃ゴミ、②不燃ゴミ（かん・びん・ペットボトル等）となります。

5) 電話

各居室に備え付けの電話で外線をかけた場合には、停留者ご自身の負担となります。

6) 室外移動可能時間

室外移動可能時間については、別途お知らせします。

4. 費用の負担

通常の日常生活を送る上で一般的に必要なと考えられるもの以外については、個人負担となります。

<国（検疫所）が支払うものの例>

ア 宿泊施設において一般的に提供されるもので、生活する上で必要と考えられるもの、例)

- ・ 宿泊施設の客室使用料（サービス料含む）
- ・ 1日3回の食事

イ 感染予防のために必要と考えられるもの
例)

- ・ 不織布製マスク、消毒薬
- ・ 体温計
- ・ 予防投薬用薬品（タミフル等）

※ その他は、基本的には（やむを得ない場合を除き）提供いたしません。ご不明な点がございましたら、スタッフまでお尋ねください。

※ なお、不注意で備品等を破損した場合は、補償していただきますのでご注意ください。

5. 施設内での体制

施設内には、健康管理を行う医療スタッフのほか、施設の警備を行う者が常駐しております。停留中に許可無く施設外に出ようとしたり、スタッフの質問に答えなかった又は虚偽の返答を行った者等は検疫法第35条第2項に基づき処罰されることがありますのでご注意ください。

6. 停留期間が満了した場合

停留期間が満了した場合は、入国手続を済ませた後、入国となります。

7. 問合せ先

○スタッフ本部 内線

対応時間：体調不良等の緊急のご用件 24時間対応

その他のご用件 8：00～18：00